

本書面は、公開用として、原告（訴えた人）を除き、実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した訴状そのままです。

平成 18 年（ワ）第 7 5 8 3 号 損害賠償等請求事件

原告 戸崎 貴裕

被告 （被告 A 氏名） 外 2 名

上申書

請求の原因に対する答弁期限決定の申し立て

平成 18 年 6 月 12 日

東京地方裁判所民事 2 5 部 御中

原告 戸崎 貴裕 印

1 本日まで、被告らより、請求の原因に対する答弁は一切なされてお
りませんが、請求の原因に対する答弁が、被告代理人の希望による次回期
日（平成 18 年 7 月 18 日）直前、当日またはそれ以降になされる事態に
なった場合、被告らへの訴状送達日（平成 18 年 5 月 2 日）より 2 ヶ月半
余も過ぎることとなります。また、本事件は医療過誤の側面を含む事件
であり、医療過誤事件の経験則上、武器が対等ではなく、被告らによる
事実の捏造が行われる可能性が皆無ではないとも考えられます。つきま
しては、被告らによる請求の原因に対する答弁の提出期限を決定いた
きたく、お願い申し上げます。原告といたしましては、遅くとも平成 18
年 6 月 27 日（訴状送達日より 8 週間後）を期限として希望いたします。
公平かつ速やかに進展いたしますよう、訴訟指揮いただけますよう、お
願い申し上げます。

以上